

平成 26 年 第 8 回 農業委員会総会

日 時 平成 26 年 8 月 26 日 (火) 午後 3 時
場 所 糸満市役所 3-C 会議室

【出席委員】

会長	金城 正春	代理	眞榮里 保	1 番	伊保 智栄美	2 番	宮里 良淳
3 番	上原 英正	4 番	大城 正幸			6 番	具志堅 繁光
7 番	稲福 ツヤ子	8 番	大城 茂治			10 番	大城 仁輝
11 番	亀甲 康榮			13 番	賀数 宏	14 番	伊敷 幸栄
15 番	金城 勲	16 番	仲西 栄二	17 番	玉城 盛雄	18 番	新垣 芳隆
19 番	大城 竹信	20 番	国吉 真昭	21 番	大保 新幸		

【欠席委員】

5 番 山城 学 9 番 上原 和雄 12 番 金城 哲男

【職務のために出席した職員】

新垣 康德 兼城 浩康 国吉 孝

【議事録署名人】

6 番 具志堅 繁光 7 番 稲福 ツヤ子

【議事日程】

日程 第 1 議案第 30 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程 第 2 議案第 31 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程 第 3 議案第 32 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程 第 4 議案第 33 号 買受適格証明願いについて
日程 第 5 議案第 34 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について

平成 26 年 第 8 回 総会 議事録

事務局	時間になりましたので、8月の総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、5番の山城学委員、9番の上原和雄委員、12番の金城哲雄委員から欠席という連絡がありました。過半数以上の委員が出席されていますので、総会は成立ということになります。それでは会長よろしくお願いします。
会長	みなさんこんにちは。最近は天気予報では晴れの予報が続いておりますが、去年とは違い、適度な雨も降っていて農作物は順調に生育しているのではないのでしょうか。 私たち農業委員の任期も来月で終わることになっています。選挙になるかどうかまだ分かりませんが、落ち着き次第、また新たな農業委員の出発ができるのではないかと考えております。 去った8月20日に、県の常任会議がありました。糸満からは、4条案件で太陽光発電、5条案件で住宅建築、駐車場への転用が3件、議案通り決定しております。 また、全国農業新聞に関してですが、皆さんにお願いがありますので総会が終わり次第お話ししたいと思います。 それでは、第7回農業委員会の議事を進めていきたいと思います。本日の議事録署名委員を、6番の具志堅繁光委員、7番の稲福ツヤ子委員お願いします。 次回調査委員は、19番大城竹信委員、20番国吉真昭委員、21番大保新幸委員です。よろしくお願いします。
会長	【議題の宣言】 本日の議題は、 日程 第1議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 11件 日程 第2議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 4件 日程 第3議案第32号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 日程 第4議案第33号 買受適格証明願いについて 1件 日程 第5議案第34号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 12件 (16筆) となっています。 【議題の審議】 それでは、議案の審議に入ります。日程第1議案第30号農地法第3条第1項の規定による許可申請について11件を議題とします。事務局の説明の後、委員の皆さんのご意見ご質問等をよろしくお願いします。それでは事務局お願いします。

事務局	はい。それでは農地法３条に係る許可申請について説明させていただきます。今回の申請で委員が関係するものが１件ありますので、その案件を先に説明したいと思います。関係する委員の方は退席をお願いします。 議案書を読み上げて説明（一部内容省略）
事務局	３ページをお開きください。７番です。字喜屋武の２筆で、５年間の賃貸借権の設定となっています。まずは７番から先にご審議をよろしくお願いします。
会長	はい。では７番の案件についてご意見ご質問はありますか。
委員	異議なし。
会長	では、７番につきましては議案通り決定とします。それでは委員の方には席に戻ってもらい、議事を進めていきます。事務局お願いします。
事務局	はい。では２ページをお開きください。１番の案件から説明していきたいと思います。 議案書を読み上げて説明（一部内容省略） １番は、字阿波根の土地改良区の１筆で、５年間の使用貸借権の設定です。２番は字真壁の５筆と字宇江城の１筆で贈与による所有権移転です。３番は字真壁の２筆で贈与による所有権移転です。４番は字真壁の土地改良区の２筆で贈与による所有権移転です。５番は字大里の１筆で売買による所有権移転です。次３ページをお開きください。６番は字名城の２筆と字喜屋武の３筆で、贈与による所有権移転です。次８番から１０番は譲受人が同一で関連しております。８番は字真栄里の土地改良区の１筆で売買による所有権移転です。９番は字大里の土地改良区の１筆で５年間の使用貸借権の設定です。１０番は字座波の土地改良区の２筆で５年間の使用貸借権の設定です。次４ページをお開きください。１１番は字喜屋武の土地改良区の３筆で贈与による所有権移転となっております。以上です。
会長	はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりましので、委員のみなさんのご意見、ご質問をよろしくお願いします。

会長	ご意見ご質問ありませんか。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 30 号の案件について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に日程第 2 議案第 31 号議案農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 4 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	はい、それでは 6 ページをお開きください。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてです。 議案書を読み上げて説明（一部内容省略） 1 番は、字真栄里の 2 筆、第 2 種農地で一般住宅への転用、売買による所有権移転です。2 番は字大度の 1 筆、第 2 種農地で老人保健施設への転用、売買による所有権移転です。3 番は字阿波根の 1 筆、第 2 種農地で一般住宅への転用、売買による所有権移転です。4 番は字与座の 1 筆、第 2 種農地で一般住宅への転用、使用貸借権の設定です。以上です。
会長	はい、ありがとうございます。では、議案第 31 号の案件につきまして、本日の調査員のご意見、調査報告等をお願いします。
委員	みなさん、こんにちは。本日の調査は、私(16 番仲西栄二委員)、17 番玉城盛雄委員、18 番新垣芳隆委員の 3 名で調査に行ってきました。 まず 1 番ですが 8 ページの航空写真をご覧ください。真栄里の 2 筆で、1 筆は住宅への専用道路を予定しているということです。周囲には住宅も建っており、3 名の意見としては問題ないということで一致しました。次 10 ページをご覧ください。こちらの申

	請地は病院の向かいにあり、隣に小さな薬局もありますが、薬局を取り壊して3筆まとめて老人保健施設を建設する予定とのことです。3名の意見としては問題ないということで一致しました。次12ページをご覧ください。こちらの申請地は、阿波根にあり、5条申請が度々出ている場所です。今回の申請地の左側には既に木造の住宅が建築されており、右隣にも既に住宅が建っております。3名の意見としては、特に問題ないという意見で一致しました。次14ページをお開きください。こちらは、住宅と隣接しており、周辺は原野に囲まれています。住宅建築として特に問題ないという意見で一致しました。以上です。委員の皆さんのご審議をよろしくお願いします。
会長	はい、ご苦労様でした。調査員の説明が終わりましたので、委員のみなさんのご意見ご質問をよろしくお願いします。
会長	ご意見ご質問ありませんか。
委員	特になし。
会長	それでは議案31号の案件について議案通り決定してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	はい、それでは次に進みます。議案第32号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について3件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは15ページをお開きください。議案第24号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について3件あります。読み上げて同意を求めたいと思います。 議案書を読み上げて説明（内容省略）
会長	はい。それでは32号案件について皆さんのご意見ご質問をよろしくお願いします。

委員	はい、3 番についてですが、こちらは土地改良が進行中ですよね。
事務局	はい。こちらは従前の番地になっていて、仮換地されています。合同事務所の方から資料を取り寄せて位置を確認しております。19 ページの地図の位置になっています。
委員	では、この地図の場所で売買の話を進めていっていいのですか。
事務局	はい。よろしくお願いします。
会長	他にご意見ご質問ありませんか。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 32 号案件について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に議案第 33 号買受適格証明願いについて（農地法 3 条）1 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは買受適格証明願いについて（農地法 3 条）についてです。今回は 1 名の申請人がいます。 議案書を読み上げて説明（内容省略）
会長	それでは、この案件について皆さんのご意見等をよろしくお願いします。
会長	ご意見ご質問ありませんか。

委員	特になし。
会長	それでは、議案第 33 号案件について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	では次に進みます。議案第 34 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 16 筆を議題とします。それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは 22 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。 議案書を読み上げて説明（一部内容省略） 26-35 から説明致します。字米須の 2 筆で 5 年間の使用貸借権の設定、野菜の規模拡大となっています。26-36 は、字真栄平の 2 筆で 8 年間の賃借権の設定です。小菊、野菜の新規就農となっています。26-37 は、字米須の 1 筆で 5 年間の使用貸借権の設定、さとうきびの規模拡大となっています。次 23 ページをお開きください。26-38 は字阿波根の 1 筆で 7 年間の使用貸借権の設定、果樹、さとうきびの規模拡大となっています。次 26-39、26-40 は借り手が同一です。どちらも、字米須の 2 筆で 5 年間の賃借権の設定、野菜の新規就農となっています。次 24 ページをお開きください。26-41 は字新垣の土地改良区の 1 筆で 5 年間の賃借権の設定です。野菜の規模拡大となっています。26-42 は、字宇江城の 1 筆で 5 年間の賃借権の設定です。野菜の規模拡大となっています。26-43 は、字大度の 1 筆で 5 年間の賃借権の設定で、野菜の新規就農となっています。26-44 は、字真栄平の 3 筆で 5 年間の使用貸借権の設定で、野菜の新規就農となっています。以上です。
会長	はい。では、事務局からの説明をふまえて、委員の皆さんのご意見等よろしくをお願いします。
委員	26-44 に関してですが、親子関係での貸し借りですか。子供が親に貸すということになりますか。

事務局	はい。そうなります。父親の方が定年退職したということで、自分名義の土地がないため、今回息子名義の畑を借りて補助事業を導入し、農業したいとのことです。
委員	わかりました。貸し借りが逆なのかと思いました。
事務局	息子から父親にということで間違いありません。
会長	他にご意見ご質問ありませんか。
委員	はい、24 ページに新規就農の方がいますが、利用権設定の新規就農の場合、下限面積はありますか。
事務局	農政課が窓口の青年給付金の場合ですが、最低 300 坪あれば大丈夫とのことです。
委員	わかりました。
会長	他にありませんか。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 34 号の案件について議案通り決定してもよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	はい。ありがとうございました。以上をもちまして本日の議案は終了いたしました。その他、事務局何かございますか。

事務局	来月の総会は9月25日(木)を予定しております。会場の都合上まだ確定しておりません。変更になるかもしれませんので、またご連絡いたします。
会長	では、来月もよろしくお願いいたします。以上で本日の総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。 議事録署名人 6 番 具志堅繁光 7 番 稲福ツヤ子